

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年9月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000069 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2000018 号

第1 結論

昭和 62 年 * 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 * 月から昭和 63 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、市役所から通知が来たので、私の母が私の国民年金の加入手続をして、私の両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も毎月納付してくれていたと聞いている。私の両親は、保険料が未納と言われたことはないにもかかわらず、私のみが請求期間の保険料が未納となっているのはおかしい。私の氏名が、「A」であるにも関わらず、「B」とされていたことによる記録漏れであると思われる。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が国民年金の加入手続をして、請求者の両親の国民年金保険料と一緒に請求者の保険料も毎月納付してくれていたと聞いていると陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期及びオンライン記録の国民年金被保険者資格取得処理年月日（昭和 63 年 3 月 28 日）から、昭和 63 年 3 月頃に C 市において払い出されたものであると推認でき、この頃に、国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、当該手帳記号番号払出時点での請求期間の保険料は納付が可能である。

また、請求者には、請求期間以外に国民年金保険料の未納期間はなく、請求期間当時、請求者を含む家族全員分の保険料を納付していたとする請求者の母は、払うべき保険料は間違いなく納付していたと陳述している上、婚姻後に国民年金に加入了した昭和 40 年 4 月から 60 歳に達した月までの保険料は全て納付済であり、請求者の父の納付記録も、母と同様に保険料は全て納付済であることから、請求者の母の国民年金に対する納付意識は高かったものと認められ、8か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、請求者の氏名が「A」ではなく「B」と誤って年金手帳に記載されていたため、国民

年金保険料の納付記録が漏れたという主張について、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等の調査を行ったが、そのような事象は認められなかつた。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000095 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000053 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年12月22日は25万円、平成29年6月23日は20万円、同年12月18日は20万円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日、平成29年6月23日及び同年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月22日、平成29年6月23日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月22日
② 平成29年6月23日
③ 平成29年12月18日

A社から支給された賞与について、年金事務所に対する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が漏れていることが判明し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該届書が提出されたため、請求期間①、②及び③に係る被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当する保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。請求期間当時、支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成28年度12月の賃金台帳並びに平成29年度6月及び12月の賞与に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間①は25万円、請求期間②及び請求期間③はそれぞれ20万円の賞与の支払を受け、請求期間①は26万円、請求期間②及び請求期間③は20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は平成 28 年度 12 月の賃金台帳により確認できる賞与支給額から 25 万円、請求期間②及び③は平成 29 年度 6 月及び 12 月の賞与に係る賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額からそれぞれ 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 4 月 30 日（受付）に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000107 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000017 号

第1 結論

昭和 54 年 * 月から昭和 55 年 1 月までの請求期間及び昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 34 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 54 年 * 月から昭和 55 年 1 月まで
: ② 昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 3 月まで

20 歳になった昭和 54 年 * 月頃、A 市の実家の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、昭和 54 年 * 月から昭和 55 年 1 月までの国民年金保険料は、母親が同市の自宅に来た集金人に納付したと思う。また、会社を退職した昭和 59 年 8 月頃、母親が、私の国民年金の再加入手続を行い、昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 3 月までの国民年金保険料は、母親が同市の自宅に来た集金人に納付したと思う。請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①について、昭和 54 年 * 月頃、請求者の母親が A 市で国民年金の加入手続を行い、母親が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付した、請求期間②について、昭和 59 年 8 月頃、請求者の母親が同市で国民年金の再加入手続（以下、当該再加入手続及び前述の加入手続を「加入手続」という。）を行い、母親が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は既に亡くなってしまっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続の場所、請求期間①及び②に係る保険料の納付金額、納付時期について全く覚えていないとしていることから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の所持する年金手帳には、昭和 54 年 * 月 * 日に国民年金の被保険者資格を取得し、昭和 55 年 2 月 12 日に当該資格を喪失、昭和 59 年 8 月 21 日に当該資格を取得し、昭和 60 年 4 月 26 日に当該資格を喪失した旨記載されており、請求期間①及び②は未納期間である。

が、当該年金手帳に記載された記号番号（以下「手帳記号番号」という）は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成2年8月8日に払い出されていること、オンライン記録によると、前述の被保険者資格の取得及び喪失に係る資格処理年月日は平成2年8月9日であることから、請求者は、平成2年8月頃、初めて国民年金の第1号被保険者として資格を取得し、請求期間①及び②当時に遡って資格の処理が行われたと考えられるため、請求期間①及び②の時点では国民年金の未加入期間であり、請求期間①及び②の保険料を納付することはできない。

なお、前述の昭和60年4月26日は、請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日に合わせて、平成19年1月24日付けで昭和60年4月16日に訂正処理されている。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索並びにA市に払い出された手帳記号番号のうち、請求期間①を含む昭和54年*月から昭和55年3月までの期間及び請求期間②を含む昭和59年6月から昭和60年4月までの期間に払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、請求者に払い出された前述の手帳記号番号以外、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。